

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、そ  
の翌日、そ  
の翌日、そ  
の翌日)

## 目次

◇告 示 昭和四十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき皆伐面積の限度

## 告 示

### 鳥取県告示第七十一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和四十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十五年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在			皆伐面積の限度	単位区域名
	場所	市都名	町村名		
水源かん養保安林	八頭郡	八頭	若桜	一四九四・二九	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	河原	五・三二	若桜
千害防備保安林	八頭郡	智頭	智頭	三・三六	智頭
千害防備保安林	八頭郡	船岡	船岡	〇・四八	船岡
千害防備保安林	八頭郡	船岡	船岡	二・六〇	用瀬
千害防備保安林	八頭郡	船岡	船岡	〇・二三	喜才谷山
千害防備保安林	八頭郡	船岡	船岡	〇・四六	明見谷東平
千害防備保安林	八頭郡	船岡	船岡	〇・五二	池ノ内下平
千害防備保安林	八頭郡	船岡	船岡	一・六〇	赤波
水源かん養保安林	鳥取県	鳥取	鳥取	八七八・〇三	鳥取地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	河原	一・五八	河原
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	河原	七・〇四	郡家
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	河原	八五・七九	岩美
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	河原	四・〇〇	国府
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	河原	〇・三〇	福部
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	河原	三八・九五	鳥取
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	河原	一・〇八	気高
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	河原	六二・二四	鹿野
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	河原	一〇・九二	青谷
土砂流出防備保安林	八頭郡	河原	河原	三・四三	長谷
千害防備保安林	八頭郡	河原	河原		長谷

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	倉吉	東伯	三朝	東郷	倉吉	東伯	倉吉	鹿野	鳥取
西伯	日野	西伯	米子	東伯	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷
西伯	岸本	会見	大山	中山	溝口・江府	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷
西伯	岸本	会見	大山	中山	溝口・江府	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷	東郷

三・六二	四・六六	一・三二	四・〇二	〇・六四	五〇六・八二	〇・七六	〇・七四	〇・〇八	一・一〇	〇・〇四	〇・六六	一・七六	〇・三〇	一七・三〇	一九・五九	二八・〇六	三八・五〇	三二・一一	七八一・二八	一・〇〇	一四・六二
西伯	岸本	会見	大山	中山	米子地区	杉地	金屋	槻下	大谷	宮内	大原	栗尾	志津	東伯	関金	三朝	東郷	倉吉	倉吉地区	水谷	高路

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

林	土砂流出防備保安	水源かん養保安林	伐株	法勝寺	長田	赤松	宮内	千害防備保安林	西伯	日野	米子
日南	日野	日野・日南	大谷奥	孝靈山ほか	野	野	野	大原	江府	溝口	米子
日南	日野	日野・日南	大谷奥	孝靈山ほか	野	野	野	大原	江府	溝口	米子
三・六六	四・八九	一一三四・七二	〇・一〇	〇・八二	二・二〇	〇・〇六	八・一四	二・四四	二・四四	四・三二	〇・一〇
日南	日野	日野地区	大谷奥	法勝寺	孝靈山	門野	宮内・坊領	江府	江府	溝口	米子

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】